

【別紙３】 広告付き屋外用ＬＥＤビジョン設置仕様書

本仕様書は、広告付き屋外用ＬＥＤビジョン（以下、「ＬＥＤビジョン」という。）の運用及び管理を実施するために必要な事項を定めるものである。

１ 件名

広告付き屋外用ＬＥＤビジョン設置場所の貸付

２ 設置場所

【別紙２】 広告付き屋外用ＬＥＤビジョン設置場所

３ 貸付期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで （５年間）

４ 掲載広告の許可条件等

（１） 広告主の獲得と広告の作成、承認

- ①ＬＥＤビジョン設置者独自で所有する広告審査基準で審査・獲得すること。
- ②広告主の表示や広告枠の掲載内容については、掲出予定の７営業日前までに見本等を市へ提出し、承認を得ること。
- ③広告については、つくばみらい市広告掲載要綱並びに関連法令を遵守するとともに、事前に市の審査を得たものでなければ掲載できない。
- ④疑義が生じたときは、外部の審査機関における審査を経たうえで、市の審査を受けて承認を得ること。

５ 使用条件

（１） 設置方法

広告付き屋外用ＬＥＤビジョン設置場所について、地方自治法第２３８条の４第７項に基づき賃貸借契約（以下「契約」という。）を締結の上、設置する。

（２） 電気使用料金

電気使用料金については設置者の負担とし、支払い方法については市と設置事業者で協議の上、決定する。

６ ＬＥＤビジョンの仕様

（１） 設置機器及び維持管理

- ①高さ１．５メートル、幅２．５メートル以下のＬＥＤビジョン：１台

- ②ＬＥＤのピッチは６ｍｍ以下とする。
- ③ＬＥＤビジョンはカラー表示とし、かつタイマー制御（電源の自動投入・自動遮断・映像の自動再生）が可能なものとする。
- ④本体は容易に転倒・落下及び破損しないように安全かつ確実に設置すること。
- ⑤市は、市の責によることが明らかな場合を除き、ＬＥＤビジョンの破損等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、設置者は掲示板の破損等により第三者に生じた損害に対して、速やかに対処することとし、その費用は設置者が負担すること。
- ⑥設置、移設、撤去等に関する一切の費用は受注者が負担すること。
- ⑦定期的にＬＥＤビジョンの清掃、メンテナンス、放映確認を行うとともに、機器やシステム等の障害発生時は早急に対応し、遠隔による管理、保守が行えること。
- ⑧セキュリティ面に配慮し、庁舎既設の回線は使用せず、独立したネットワークを構築すること。
- ⑨設置者は、設置機器の破損や障害及びそれらに伴う事故等が発生した場合、また、広告内容等について苦情・トラブルがあった場合には、原則即日対応すること。
- ⑩掲示期間内であっても、庁舎のレイアウト変更等により、やむを得ず、設置場所の変更や広告掲示の一部又は全部を中止する場合は、ＬＥＤビジョンの移動及び撤去に係る費用は、設置者の負担とする。
- ⑪市は、設置者の責めに帰する理由に基づき、設置場所の利用に不適当な事情が生じた場合は、放映の全部又は一部を中止することができるものとする。この場合、設置者はＬＥＤビジョンを撤去し、かつＬＥＤビジョン設置前の状態に原状回復しなければならないものとする。ただし、市は賃借料の返還は行わないものとする。

（２）行政情報及び広告映像の放映等

- ①放映時間は、原則、市役所の開庁時間（月、火、水、木、金曜日８時３０分～１７時１５分）とする。
- ②放映内容は、企業広告等の動画又は静止画（以下、「広告」という。）、及び行政情報等とし、番組構成は庁舎での市民の待ち時間を考慮し、次のコンテンツを１サイクル６分程度で繰り返し放映する。具体的なコンテンツ・放映枠数については、市と設置者で協議の上、決定するものとする。

【行政情報枠】（６枠程度）※１枠１５秒

市の行政サービスに役立つ情報を放映する。ただし、定期的な更新作業前に開始又は終了するイベント等については、市と協議の上、速やかに放映を掲載並びに終了するものとする。掲示方法並びに掲示手続き等については市との協議により決定するものとし、設置者はその指示に従うこと。

【広告枠】（１５枠から２０枠程度）※１枠１５秒

市内及び近隣市町村で営業する広告主が生活情報広告として、企業PRや店舗PRを放映する。

- ③具体的な放映コンテンツについては、市と設置者で協議の上、決定するものとする。
- ④画像による情報コンテンツを作成し、LEDビジョンに放映すること。放映コンテンツは無音であること。
- ⑤行政情報の制作は設置者が原則無料で行うものとする。
- ⑥その他の仕様については、市と設置者で協議の上、決定するものとする。

7 その他

- (1) LEDビジョンの設、行政情報及び広告映像の放映にあたっては、市の信頼と品位を損なうことのないように、細心の注意を払うこと。
- (2) この仕様書に明記されていない細部の事項については市と設置者で協議の上、決定するものとする。
- (3) 疑義が生じたときは市と設置者が協議してこれを解決するものとする。